

「米国及び EU における内分泌かく乱物質の規制動向」－7 月分

2020/7 JFE テクノリサーチ

1. 7 月の情報

1-1. 米国における内分泌かく乱物質の規制動向

1-1-1. カリフォルニア州議会下院、PFAS 等化学物質を化粧品から除く州法案可決、上院での審議へ
カリフォルニア州議会は、州内で販売される化粧品において、高懸念物質 12 種の含有を禁止する法案 (A.B. 2762) の審議を進めている。6 月 11 日に下院で賛成多数 (73 対 1、無投票 5) で可決されており、2020 年 7 月 22 日現在、上院「環境の質委員会 (Standing Committee on Environmental Quality)」での審議中である。なお、選挙年にあたる今年、カリフォルニア州議会では、いかなる法案も、成立するためには 8 月末までに両院を通過する必要がある。

この法案は、同州の現行の食品・医薬品・化粧品法を改正し、製造・販売・運搬・所持等を禁止する化粧品の含有物質を追加する内容となっている。禁止される 12 種の物質のうち 10 種は乳がんとの関連が指摘され、9 種は免疫系に悪影響をもたらすとされる。12 種の物質は以下の通り。

1. フタル酸ジブチル
2. フタル酸ジエチルヘキシル
3. ホルムアルデヒド
4. パラホルムアルデヒド
5. メチレングリコール
6. クオタニウム-15
7. 水銀
8. イソブチルパラベン
9. イソプロピルパラベン
10. m-フェニレンジアミンおよびその塩
11. o-フェニレンジアミンおよびその塩
12. 以下の長鎖パーおよびポリフルオロアルキル化合物 (PFAS) およびその塩:
 - (A) パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) (ヘプタデカフルオロオクタン-1-スルホン酸)
 - (B) パーフルオロオクタンスルホン酸カリウム (ヘプタデカフルオロオクタン-1-スルホン酸カリウム)
 - (C) パーフルオロオクタンスルホン酸ジエタノールアミン
 - (D) パーフルオロオクタンスルホン酸アンモニウム (ヘプタデカフルオロオクタン-1-スルホン酸アンモニウム)
 - (E) パーフルオロオクタンスルホン酸リチウム (ヘプタデカフルオロオクタンスルホン酸リチウム)
 - (F) パーフルオロオクタン酸 (PFOA)
 - (G) ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム
 - (H) ノナデカフルオロデカン酸
 - (I) ノナデカフルオロデカン酸アンモニウム
 - (J) ノナデカフルオロデカン酸ナトリウム
 - (K) パーフルオロノナン酸
 - (L) ヘプタデカフルオロノナン酸ナトリウム
 - (M) パーフルオロノナン酸アンモニウム

なお、法案には次の条項も含まれている。;この法律に準拠することを意図した製造プロセスで製造された化粧品に、上記にリストされている、技術的に不可避な微量の成分が含まれ、それが天然または合成成分の不純物、製造プロセス、保管、または包装からの移行に起因する場合、その微量成分によって化粧品がこの法律に違反することにはならない。

California Legislative Information カリフォルニア州法案情報:

http://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billTextClient.xhtml?bill_id=201920200AB2762

1-1-2. カリフォルニア州 Prop 65 の表示義務には科学的証明が必要との判決

カリフォルニア州では、上記化粧品規制とは別に、プロポジション(州民提案)65¹によって発がん性や生殖毒性があると認められている化学物質について、飲料水の水源へ意図して排出することを禁止し、消費者や作業者が暴露する可能性がある場合には事前に明確で妥当な(clear and reasonable)警告を義務付けている。しかし、6月22日、これに基づき発がん性物質として農薬製品に記載されていたグリホサート(商品名 Roundup)に関して、連邦地方裁判所(東カリフォルニア地区)が略式判決を下し、企業への表示義務は化学品の危険性を科学的に証明できなければ、表現の自由に反し、違法であるとして、同表示義務を恒久的に指し止めるよう、カリフォルニア州環境衛生ハザード評価局(California Office of Environmental Health Hazard Assessment: OEHHA)に命じた。今後、プロポジション 65 に基づく表示義務に対し、民間企業が反論する余地を示した形となっている。

OEHHA ウェブサイト(グリホサート登録情報):

<https://oehha.ca.gov/proposition-65/chemicals/glyphosate>

判決内容: <https://docs.justia.com/cases/federal/district-courts/california/caedce/2:2017cv02401/326144/155>

法律事務所 Bergeson & Campbell の分析「District Court Rules That Prop 65 Warning for Glyphosate Is Barred by the First Amendment and Grants Permanent Injunction against Enforcement(2020年7月1日)」: <https://www.natlawreview.com/article/district-court-rules-prop-65-warning-glyphosate-barred-first-amendment-and-grants>

1-2. 米国における内分泌かく乱物質の安全性動向

1-2-1. 医薬品・医療用品に含まれる内分泌かく乱物質に患者が暴露している可能性に警鐘

7月2日に米国内分泌学会(Endocrine Society)の専門誌「Journal of Clinical Endocrinology & Metabolism」に掲載されたシカゴのイリノイ大の研究者による論文で、処方薬や売薬といった医薬品および新生児のICUを含む病院の機器・医療用品にも内分泌かく乱物質が含まれており、これに患者が暴露している可能性が指摘された。内分泌かく乱物質は疾患を悪化させるだけでなく、治療効果に拮抗する(antagonize)可能性もある。

本研究の主導者のロバート・マイケル・サージス博士(Robert Michael Sargis, M.D., Ph.D.)は、内分泌学会のインタビューに答え「医師はこのリスクを認識し、メーカーはこれらの物質を特定・除去する取り組みを行い、患者自身も正しい情報に基づき有害物質への暴露リスクを減らす判断をできるよう知識と選択肢を与えられるべきである」と述べた。論文は、医療提供者は内分泌かく乱性に関する知識を付けるべきであるとし、また、患者にリスクを知らせるためのコミュニケーション戦略も必要だとしている。

さらに、規制当局に対しても物質の特定と対応を行うよう警告を発している。具体的には、既知の内分泌かく乱物質はすべての医療用製品にラベル記載すべきであり、すべての医薬成分・部品・医療機器等は内分泌かく乱物質の含有について検査が必要であると提言している。

The Journal of Clinical Endocrinology & Metabolism 掲載の論文; Unwitting Accomplices: Endocrine Disruptors Confounding Clinical Care: <https://doi.org/10.1210/clinem/dgaa358>

米国内分泌学会 Endocrine Society のプレスリリース「Patients may be exposed to hormone-disrupting chemicals in medication, medical supplies(2020年7月2日)」: <https://www.endocrine.org/news-and-advocacy/news-room/2020/patients-may-be-exposed-to-hormone-disrupting-chemicals-in-medication-medical-supplies>

¹ Proposition 65(正式名称: Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986) 1986年11月の州民投票で可決し、翌1987年1月に施行されたカリフォルニア州法。同法は、がん、先天的欠損症その他の生殖毒性を引き起こす化学物質について、州政府が対象物質の一覧表を作成し、順次更新することを義務付けており、現在900種類以上の物質が掲載されている。参照 <https://oehha.ca.gov/proposition-65/about-proposition-65>

1-3. EUにおける内分泌かく乱物質の規制動向

1-3-1. ECHA、ブチルパラベン等 4 物質を REACH SVHC 候補リストに追加

欧州化学品庁(ECHA)は 6 月 25 日、「化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則 (REACH)」下の高懸念物質 (Substances of Very High Concern: SVHC) 候補リストに新たに 4 物質を追加した。この 4 物質は、内分泌かく乱性を根拠とする、4-ヒドロキシ安息香酸ブチル(ブチルパラベン)を含む(用途は化粧品、パーソナルケア製品、医薬品等)。このほか、生殖毒性を根拠として、1-ビニルイミダゾール、2-メチルイミダゾール、ジブチルビス(ペンタン-2,4-ジオナト-O,O')スズの 3 物質も加えられた。フランスが提案していたレゾルシノールは、少数の国が高懸念ではなく、懸念物質であるとしたため、全員一致とならず、却下された。

人体または環境に深刻な影響を及ぼす可能性があり、最終的に REACH 認可リスト (Authorisation List) に含まれ得る SVHC 候補物質はこれで合計 209 種となる。付属書 XIV に掲載された暁には、企業がこれらの物質を使用し続けるには ECHA に認可申請を行わなければならない。すなわち、0.1 重量%を超えてリスト掲載物質を含有する物品を供給する企業は、顧客および消費者に対して十分な安全使用情報を提供することが必要となる。

リスト掲載物質を 0.1 重量%超含む物品の輸入業者および製造業者は、ECHA に通知を行う期間として、リスト掲載の日から 6 か月が与えられる。

また 2021 年 1 月から企業は、SVHC を含む製品を、ECHA の製品含有懸念物質 (Substances of Concern In articles as such or in complex objects (Products): SCIP) データベースに通知することが義務付けられる。これは、危険化学物質を含有する物品についての情報が、製品ライフサイクル全体にわたって透明性が保たれるようにするためである。

内分泌かく乱物質に関する既存の EU 法の適合性チェックは、今年後半に最終決定される予定であり、調和のとれた識別基準と一貫した政策を策定するための長期にわたる戦略の一部である。

Covid-19 パンデミックによって、EU は、関連する治療、ワクチンまたは診断に必要なと考えられる特定の有害物質に関する規則を免除または延期することがあった。企業は、これらの目的のために、認可リスト上の内分泌かく乱物質である、オクチルフェノールエトキシレート(OPnEO)界面活性剤トリトン X-100、を使用する、より多くの申請を提出してきている。

ECHA ニュースアーカイブ

「高懸念物質候補リストに新たに 4 物質を追加 (Candidate List update: Four new hazardous chemicals to be phased out, 2020 年 6 月 25 日)」:

<https://echa.europa.eu/-/candidate-list-update-four-new-hazardous-chemicals-to-be-phased-out>

「レゾルシノールは却下 (Resorcinol not identified as a substance of very high concern, 2020 年 6 月 16 日)」:

<https://echa.europa.eu/-/resorcinol-not-identified-as-a-substance-of-very-high-concern>

候補リスト一覧表; <https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

4-ヒドロキシ安息香酸ブチル(ブチルパラベン)物質情報

<https://echa.europa.eu/substance-information/-/substanceinfo/100.002.108>

1-3-2. 欧州委員会、化学品戦略により PFAS 排除に向けたプランの概要を最終化へ

2019 年 12 月に新メンバーで発足した欧州委員会は、2050 年までに温室効果ガス排出ゼロを目指す「欧州グリーン・ディール²」を発表し、順次実施を進めている。その 7 つの政策分野の一つ「汚染ゼロ社

² 詳細は駐日欧州連合代表部公式ウェブマガジンの記事も参照。 <http://eumag.jp/behind/d0220/>

なお、欧州グリーン・ディールに関するコミュニケーションの日本貿易振興機構 (JETRO) による仮訳は以下から閲覧できる(化学品戦略については P14 参照)。 <https://www.jetro.go.jp/world/reports/2020/01/a4731e6fb00a9859.html>; https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/a4731e6fb00a9859/20190051_02.pdf

会の実現」を目指す取り組みの一環として、「持続可能性に向けた欧州化学品戦略(Chemicals strategy for sustainability)」の2020年の成立を目指している(2020年7月現在、第3四半期中成立見込みとされる)。

その成立に向けたロードマップに対するパブリックコメント期間が6月20日に終了した。ロードマップは、欧州委員会の取り組みを欧州市民やステークホルダーに説明する資料として位置づけられ、化学品戦略の概要や目的が端的に記されている。内分泌かく乱物質については、製品(輸入品含む)に含まれる有害物質、複数の物質による複合影響、難分解性物質等と共に、最新の科学的エビデンスを規制に反映すべき分野として言及している。

このロードマップに加え、欧州議会でも、化学品戦略に関する決議の審議が進められており、7月11日に可決した。この中で、内分泌かく乱物質に関する記述の例は以下の通り。

- 慢性疾患の増加に寄与するとされる内分泌かく乱物質などの化学物質への曝露を低減し、防止する必要がある。内分泌かく乱物質(EDC)などの化学物質のいくつかは、公衆衛生を改善し、SARS-CoV-2などのウイルスに対する耐性を強化する方向に作用する、免疫システムとその炎症応答をかく乱させるものである。(第13項)
- 化学品戦略は、堅牢で(robust)最新の科学的エビデンスに基づき、内分泌かく乱物質などによるリスクを考慮すべきである。(第18項)
- 内分かく乱性のモダリティとエンドポイントを対象とする試験の改善を欧州委員会に要請する。(第60項)
- 内分泌かく乱物質やフルオロカーボンへの曝露に対処する各加盟国の措置を含む、加盟国レベルでのFCM規制のベストプラクティスを集めたインベントリの迅速な作成を提案する。(第69項)
- 必須ではない(Non-essential)使用のパーおよびポリフルオロアルキル物質(PFAS)の迅速な段階的廃止および安全で残留性の低い代替材料の開発を実現するため、化学品戦略に確固とした廃止期限を組み込むことを、欧州委員会に強く求める。(第72項)
- 内分泌かく乱物質に関する包括的な欧州連合(EU)レベルの枠組みの策定(2019年4月に要請)を改めて求める。これには、WHOの「内分泌かく乱物質(suspected、presumed、knownの3段階)」の定義にもとづいた統一の定義の採用などを含む(第75項)。

その他でも、REACHリスト計上(22項)、科学研究の必要性(27項)、弱者保護(44項)、農業関連(89項)において内分泌かく乱物質が挙げられている。

7月22日現在、欧州委員会が作成する化学品戦略の公式な内容は明らかになっていないが、その草案とされる文書が関係者の間で回覧され、複数のメディアによって公開されている。これによれば、内分泌かく乱物質については、①CLP規制などで使われる統一の定義(内分泌かく乱物質と特定する条件)の策定、②内分泌かく乱物質に関するデータ収集要件の迅速な更新、③内分泌かく乱物質への消費者と環境曝露削減を目指した法的枠組みの更なる改善、④内分泌かく乱物質のスクリーニングや試験の手法の改善を主軸に据えていることがわかる。

また、PFASについては、その廃止/代替に向けた包括的行動計画を定め実施するとしており、その内容として以下の6つの施策が挙げられている。

- 化学物質や製品に関わる法規の確立により、社会にとって必須である場合に限りEU域内での使用を許可する(必須の使用;その使用の便益がリスクより大で、更に評価され発展させるべきその概念を考慮して社会的ニーズの責任を果たせるもの。)
- 関連法規(REACHをはじめとする、水、持続可能製品、食品、工業汚染、廃棄物に関する法規)に基づく包括的なアプローチによりイニシアチブを拡大する
- 土壌と地下水のPFAS汚染に対処するため、EU諸国の専門知識、持続可能な構築環境戦略(Strategy for a Sustainably Built Environment)³、ゼロ汚染アクションプラン(Zero Pollution Action Plan)、を活用し、土壌保護戦略をテーマから見直す
- 関連するフォーラム(ストックホルム条約、バーゼル条約、国連の世界調和システム)での国際的な

³ <https://ec.europa.eu/transparency/regexpert/index.cfm?do=groupDetail.groupMeetingDoc&docid=35639>

- 協力を継続して、グローバルレベルで PFAS 懸念に対処する
- EU 全体としてのアプローチと適切な資金確保により、環境汚染や従来の製品・材料に含まれる事例を特定して対処し、安全な廃棄手段を確保する
- PFAS 代替品と環境回復のための安全な技術革新に研究開発資金を提供する

欧州委員会ページ(欧州化学品戦略概要):

(ロードマップ原文はページ中段からダウンロード可能)<https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12264-Chemicals-strategy-for-sustainability-publi-c-comments>
パブリックコメント一覧:https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/12264-Chemicals-strategy-for-sustainability-feedback?p_id=7847244

欧州議会決議:

法案スケジュール:<https://www.europarl.europa.eu/legislative-train/theme-a-european-green-deal/file-chemicals-strategy>

可決版原文:https://www.europarl.europa.eu/doceo/document/TA-9-2020-0201_EN.html

化学品戦略の草案とされる文書(米政治紙 Politico の欧州版ウェブサイトで公開):

https://www.politico.eu/wp-content/uploads/2020/07/SKM_C45820071516170.pdf

1-4. EU における内分泌かく乱物質の安全性動向

1-4-1. パーソナルケア製品に含まれる内分泌かく乱物質が思春期開始時期に関連

欧州生殖医学会(European Society of Human Reproduction and Embryology: ESHRE)⁴年次ミーティングが7月5日~8日にオンラインで開催され、その基調講演でキム・ハーリー博士(Kim Harley, PhD:カリフォルニア大学バークレー校)は、母体に暴露されたパーソナルケア製品に含まれるフタル酸エステル、パラベン類、フェノール類が、特に女兒の思春期開始時期に関連していることを指摘した。

EUなどで進められているこれらの物質の規制をさらに推進すること、消費者はこれらを含む製品を買わないことによって、暴露を低減できると Harley 氏は主張した。

この研究は妊娠中の母体と周思春期の小児における、これら化学物質への暴露と思春期開始時期の影響について調べたもの。パラベン類とフェノール類は母体および周思春期の小児の尿検体を調べ、フタル酸エステル代謝物は母体尿検体でのみ調べられた。その結果、母体尿検体中のフタル酸モノエチル、トリクロサン、2,4-ジクロロフェノールの濃度の高さと思春期早期開始とに相関関係が見られた。

2019年1月 Human Reproduction 誌に掲載の Harley らによる論文

<https://academic.oup.com/humrep/article/34/1/109/5204432>

欧州生殖医学会の広報ページ Focus on Reproduction の記事「Endocrine disruptors in personal care products associated with the timing of puberty(2020年7月6日)」:

<https://www.focusonreproduction.eu/article/ESHRE-News-Annual-Meeting-2020-Harley>

1-5. 国際機関における内分泌かく乱物質の規制動向

1-5-1. OECD テストガイドライン No. 458: 化学物質のアンドロゲン性アゴニストおよびアンタゴニスト活性を検出するための、安定的にトランスフェクトされたヒトアンドロゲン受容体転写活性化アッセイが発行された

このテストガイドラインでは、アンドロゲン受容体(AR)アゴニストおよびアンタゴニストを検出するために、アンドロゲン受容体トランス活性化(ARTA)を使用する in vitro 試験について記述している。ARTA 試験法は、ある化学物質のアンドロゲン受容体への結合とその後のトランス活性化に続くレポーター遺伝子の転写と翻訳に関する情報を提供する、機構的および機能的に類似した試験方法である。これらの試験で使用される細胞株は AR を発現し、AR 応答性ルシフェラーゼレポーター遺伝子で安定的に移入(トランスフェクト)され、AR 依存性転写を活性化(すなわち、アゴニストとして作用)または阻害(すな

⁴ 欧州生殖医学会(ヒトの生殖・発生研究に関する学会、1985年設立) <https://www.eshre.eu/>

わち、アンタゴニストとして作用)する化学物質を特定するために使用される。一部の化学物質は、細胞タイプに依存して、アゴニストとアンタゴニストの両方の活性を示し、選択的 AR モジュレーターとして知られている。AR はリガンド結合後に活性化され、その後、受容体-リガンド複合体が特定の DNA 応答要素に結合して受容体遺伝子をトランス活性化し、その結果、ルシフェラーゼ酵素の細胞発現が増加する。次に、酵素が基質を生物発光産物に変換し、ルミノメーターで定量的に測定できる。このテストガイドラインは、AR-EcoScreen™ 細胞株、AR-CALUX®細胞株、および 22Rv1 / MMTV_GR-KO 細胞株を使用した ARTA 試験を含んでいる。(2020 年 6 月 29 日発行)

TG 458 の PDF ; <https://www.oecd-ilibrary.org/docserver/9789264264366-en.pdf?expires=1595991467&id=id&accname=guest&checksum=BF20B0D997D7AFBA5A187863F8864F18>

1-6. 頻出略語一覧

1-6-1. 米国

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ACC	American Chemistry Council	米国化学工業協会	業界団体
ACS	American Chemical Society	米国化学会	業界団体
CDC	Center for Disease Control and Prevention	疾病予防管理センター	政府機関
CPSC	Consumer Product Safety Commission	消費者製品安全委員会	政府機関
DHHS	Department Health and Human Services	保健社会福祉省	政府機関
EDF	Environmental Defense Fund	環境防衛基金	環境団体
EDSP	Endocrine Disruptor Screening Program	内分泌かく乱物質スクリーニングプログラム	政策
EPA	Environmental Protection Agency	環境保護庁	政府機関
FDA	Food and Drug Administration	食品医薬品局	政府機関
FIFRA	Federal Insecticide, Fungicide, and Rodenticide Act	連邦殺虫剤殺菌剤殺鼠剤法	政策
NIH	National Institutes of Health	国立衛生研究所	政府機関
NIOSH	National Institute for Occupational Safety and Health	国立労働安全衛生研究所	政府機関
NIST	National Institute of Standards and Technology	国立標準技術局	政府機関
NNI	National Nanotechnology Initiative	国家ナノテク・イニシアティブ	政策
NRDC	Natural Resources Defense Council	天然資源防衛協議会	環境団体
NSF	National Science Foundation	国立科学財団	政府機関
OMB	Office of Management and Budget	行政管理予算局	政府機関
OPPT	Office of Pollution Prevention and Toxics	汚染防止有害物質局(EPA)	政府機関
OSHA	Occupational Safety and Health Administration	労働安全衛生局	政府機関
RCC	Canada-United States Regulatory Cooperation Council	米加規制協力会議	政府機関
SNUR	Significant New Use Rules	重要新規利用規則	政策
SOCMA	Society of Chemical Manufacturers and Affiliates	化学品製造者・関連業者協会 (前・合成有機化学品製造者協会)	業界団体
TSCA	Toxic Substances Control Act	有害物質規制法	政策

1-6-2. EU

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
ANSES	Agence nationale de sécurité sanitaire de l'alimentation, de l'environnement et du travail	フランス食品環境労働衛生安全庁	政府機関
BAuA	Bundesanstalt für Arbeitsschutz und Arbeitsmedizin	ドイツ連邦労働安全衛生研究所	政府機関
BfR	Bundesinstitut für Risikobewertung	ドイツ連邦リスク評価研究所	政府機関
Cefic	European Chemicals Industry Council	欧州化学工業連盟	業界団体
Danish EPA (DEPA)	Environmental Protection Agency/Miljøstyrelsen	デンマーク環境保護庁	政府機関

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
Defra	Department for Environment, Food and Rural Affairs	英国環境・食料・農村地域省	政府機関
DG SANCO	Health & Consumer Protection Directorate-Genera	健康消費者保護総局	EU
ECHA	European Chemicals Agency	欧州化学品庁	EU
EFSA	European Food Safety Authority	欧州食品安全機関	EU
ENVI	Committee on the Environment, Public Health and Food Safety	環境公衆衛生食品安全委員会 (簡略に「環境委員会」ともいう)	欧州議会委員会
HSE	Health and Safety Executive	英国安全衛生庁	政府機関
JRC	Joint Research Centre	共同研究センター	EU
MEEM	Ministère de l'Environnement, de l'Énergie et de la Mer	フランス、環境・エネルギー・海洋省	政府機関
NIA	Nanotechnology Industries Association	ナノテク工業協会	業界団体
REACH	Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of Chemicals	化学物質の登録、評価、認可および制限に関する規則	政策
RIVM	Rijksinstituut voor Volksgezondheid en Milieu	オランダ国立公衆衛生環境研究所	政府機関
RoHS	Restriction of Hazardous Substances Directive	電気・電子機器における特定有害物質の使用制限指令	政策
SCCS	Scientific Committee on Consumer Safety	消費者安全科学委員会	EU
SCENIHR	Scientific Committee on Emerging and Newly Identified Health Risks	新興及び新たに特定された健康リスクに関する科学委員会	EU
SCHER	Scientific Committee on Health and Environmental Risks	保健環境リスク科学委員会	EU
SCoPAFF	Standing Committee on Plants, Animals, Food and Feed	植物・動物・食品・飼料に関する常任委員会	政府機関
UBA	Umweltbundesamt	ドイツ連邦環境庁	政府機関

1-6-3. その他諸国・国際機関

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
APVMA	Australian Pesticides and Veterinary Medicines Authority	オーストラリア農薬・動物医薬品局	政府機関
FAO	Food and Agriculture Organization	国連食糧農業機関	国際機関
FoE	Friends of the Earth	フレンズ・オブ・アース	環境団体
GHS	Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals	化学品の分類および表示に関する世界調和システム	政策
IARC	International Agency for Research on Cancer	国際がん研究機関	国際機関
ICCA	International Council of Chemical Associations	国際化学工業協会協議会	業界団体
ISO	International Organization for Standardization	国際標準機構	国際機関
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構	国際機関

略語	現地語正式名称	日本語名称	分類
SAICM	Strategic Approach to International Chemicals Management	国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ	政策
UNEP	United Nations Environment Programme	国連環境計画	国際機関
WHO	World Health Organization	世界保健機関	国際機関
WNT	Working Group of the National Coordinators of the Test Guidelines Programme	テストガイドライン・プログラムのナショナル・コーディネーター作業部会	国際機関
WPMN	Working Party on Manufactured Nanomaterials	工業ナノ材料作業部会 (OECD)	国際機関
UNITAR	United Nations Institute for Training and Research	国連訓練調査研究所	国際機関